

## 令和3年度富山県外国人介護人材受入支援事業 Q&A

### 複数法人による集合研修開催支援事業

Q1 補助対象者が自ら研修対象者を雇用していなくても対象となりますか。

⇒ A 対象となります。

Q2 研修対象者は雇用予定の者も対象となりますか。

⇒ A 交付申請の時点で雇用開始日前であっても、実績報告書の提出の時点(3月末日又は事業完了の日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日)で雇用が開始されていれば、対象とします。

Q3 雇用開始日より前に行った研修も対象となりますか。

⇒ A 対象外です。ただし、円滑に研修を実施するために行った、雇用開始日より前の準備(テキストや備品の購入等)については対象とします。

Q4 実施要領の別表に、研修対象者の雇用開始予定の時期別に交付申請受付期間が記載されていますが、既に雇用している方を対象とした事業を実施する場合は、いつ申請すれば良いですか。

⇒ A 既に雇用されている方を対象とした事業を実施する場合は、雇用開始後のどちらの交付申請受付期間に申請いただいてもかまいません。

Q5 実施要領の別表に、研修対象者の雇用開始予定の時期別に交付申請受付期間が記載されていますが、研修対象者の全員がその日までに雇用予定である必要がありますか。

⇒ A 研修対象者のうち1人以上がその日までに雇用予定であれば申請を受け付けることとします。

Q6 介護職種の技能実習生と介護分野における1号特定技能外国人以外の在留資格で就労する外国人介護人材も研修を受講しても良いですか。

⇒ A 差し支えありませんが、その場合は合理的な方法により費用の按分を行い、研修対象者に係る経費のみを補助対象とします。

Q7 集合研修をオンラインで実施することは可能ですか。

⇒ A 本事業は集合研修を実施することが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合、もしくは研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合は、研修のうち、講義(座学)部分については、オンラインで実施するものも対象とします。

Q8 技能実習制度における入国後講習(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項第7号)に要する経費は補助対象となりますか。

⇒ A いわゆる法定講習の経費は、補助対象外とします。